

令和8年度漁業調査船越路丸中間検査及び修繕に係る工事請負契約

新潟県（以下「甲」という。）は、漁業調査船「越路丸」（以下「本船」という。）の中間検査及び修繕に係る工事に関して（以下「乙」という。）と次の条項により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲及び乙は、本工事の請負契約に関し、本書に定めるもののほか、仕様書に従いこれを履行しなければならない。

第2条 工事の請負金額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）とする。

第3条 契約保証金は、金 円とする。ただし、新潟県財務規則第42条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。なお、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

第4条 乙は、契約締結の日から7日以内に工事に着手し、令和9年1月21日までに工事を完了するものとする。

2 乙は、工事に着手したときは、速やかに着手届及び工程表を甲に提出しなければならない。

第5条 乙は、工事完了部分につき、船舶法、船舶安全法その他関係法令に基づく各種検査を受け、漁船特殊規程に定める第3種漁船の資格に適合するようにしなければならない。

2 工事施行に伴う官公庁その他に対する手続書類のうち必要なものについて、乙は、甲の指示により作成し、提出するものとする。

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請）

第7条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又はその主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（監督員）

第8条 甲は、この工事の施行について監督員を指定し、次の職務を行わせるものとする。

（1）乙の作成した工程表を調査し、その内容を工事施行に適合するよう調整すること。

（2）工事の施行に立会い、又は必要な監督を行い、乙又は乙の現場代理人に対して指示を与えること。

第9条 乙は、現場代理人及び工事現場における工事施行の技術上の管理を行う主任技術者を定め、これを書面により甲に通知しなければならない。現場代理人又は主任技術者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人及び主任技術者とは、これを兼ねることができる。

3 乙の現場代理人は、工事現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従い、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

（工事関係者に対する異議）

第10条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、その理由を明示して乙

に対し必要な措置をとることを求めることができる。

- 2 乙は、甲の指定した監督員が工事の施行又は管理について著しく不相当と認められる行為等があったときは、その理由を明示して甲に対し必要な措置をとることを求めることができる。

(工事材料の品質及び検査等)

第11条 工事に使用する材料のうち、仕様書において品質又は品等が明示されていないものについては、それぞれ上質又は上等のものとする。

- 2 工事に使用する材料は、使用前に監督員に検査を受け合格したものでなければ使用することができない。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、工事現場内に撒入した工事材料を監督員の承諾を得ないで工事現場外に搬出してはならない。
- 6 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(材料の調査等)

第12条 乙は、使用する材料のうち調査を要するものについては、監督員の立会いを得て調査したものでなければ使用することができない。ただし、調査について見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

- 2 乙は、完成後外面から直視できない工事を施行するときは、特に監督員の立会いを求めて施行しなければならない。

(仕様書と不適合の場合の改造義務)

第13条 工事の施行が仕様書に適合しない場合において、監督員がその改造を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、乙は甲に対して請負金額の増額及び工期の延長を要求することができない。

(仕様書と工事施行との不一致)

第14条 工事施行に当たり、仕様書に誤びゅう又は脱漏があるときは、乙は、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。この場合において、工事の内容、工期又は請負金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して決定するものとする。

(乙の請求による工期の延長)

第15条 乙は、やむを得ない理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を示して工期の延長を求めることができる。この場合において、甲は、乙の請求に正当な理由があると認めたときは、工期を延長するものとする。

なお、延長日数は、甲乙協議の上、決定する。

(検査)

第16条 工事について甲は、整備点検の立会い及び竣工検査を行い、竣工検査について乙は、所轄運輸局の検査を併せて受けなければならない。

- 2 整備点検の立会いは、随時行うものとする。
- 3 乙は、工事が完成したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、乙の立会いの上で竣工検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 乙は、前各項に定める検査に合格しないものがあつたときは、甲の指示する期間内に相当品と取り替え、又は工事の手直しをしなければならない。この場合において、取替

え又は手直しに要する費用は、乙の負担とする。

(物件の引渡し等)

第17条 物件の引渡しは、前条第4項に規定する検査に合格したことを乙に通知した時から7日以内で、甲が指定した日及び場所において行うものとする。

2 物件の引渡しまでに行う検査及び引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(請求金額の支払)

第18条 乙は、第16条第4項に規定する検査に合格したときは、書面により請負金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

(履行遅滞による損害金等)

第19条 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完了することができなかった場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあるときは、甲は、乙から違約金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の違約金は、その遅延日数1日につき請負金額の1,000分の1の額とする。

3 第1項の違約金は、請負代金支払の際、当該支払額から控除するものとする。

(かし担保)

第20条 本船の引渡し後1年以内に天災地変その他不可抗力又は甲の過失に起因するものを除くほか、材料、機械器具又は工事の不良又は欠陥によって生じたと認められる船体、機関属具又は予備品の破損又は欠損は、甲の請求により乙が自己の負担において遅滞なく補修又は取替えを行わなければならないものとする。この場合において、乙は、自己の負担において本船を乙の工場に回航するものとする。

第21条 乙が前条の補修又は取替えを行わないときは、甲はこれを第三者に施行させて、その費用を乙に負担させることができる。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成年3法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原

材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (8) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (9) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (10) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- (11) 乙の責めに帰する理由により、契約の工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (12) 正当な理由がなく第4条に定める着手時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (13) 第6条又は第13条の規定に違反したとき。
- (14) 前13号のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- (15) 乙が、次条に規定する場合のほか、契約の解除を申し出たとき。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により工事を完成することができなくなったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第24条 甲は、第22条の規定により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、乙から当該損害に相当する額を賠償金として徴収することができる。

2 前項の規定による賠償金については、乙は何ら異議を申し立てないものとする。

第25条 甲は、第23条の規定により契約を解除されたことにより乙に損害を及ぼしたときは、これを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

第26条 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員以外の者に委託して、監督又は、検査をさせることができる。

2 前項の場合においては、甲は委託事項及び委託を受けた者の氏名を、書面をもって乙に通知しなければならない。

(一般的損害)

第27条 本船の引渡し前に、本船又は工事材料について生じた損害その他工事の施行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

(第三者の損害)

第28条 乙は、工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合においては、甲がその責めを負うものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第29条 天災その他不可抗力によって工事の既済部分又は工事現場に撒入した検査済材料について損害が生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の損害で重大と認められるものについて、乙が善良な管理者の注意を行ったと認められるときは、その損害額の全額又は一部を甲が負担とする。

3 火災保険その他損害を補償するものがあるときは、それらの額を損害額から控除した残額を前項の損害額とし、これらの損害額の算定は甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の処理)

第30条 この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙互いに誠意をもって解決に当たるものとする。

2 この契約について、訴訟が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(費用の負担)

第31条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第32条 この契約書及び本工事の仕様書に定める条件以外については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市西区五十嵐3の町13098番地8
新潟県
水産海洋研究所
所 長 樋口 正仁

乙